

福島再生加速化交付金（第46回）《原子力災害情報発信等
拠点施設整備等（第6回）》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）」
について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 63百万円、国費 32百万円
(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県が運営する東日本大震災・原子力災害伝承館の立ち上げに要
する広報費等の初期費用の支援を行う。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第46回）《原子力災害情報発信等拠点施設整備等（第6回）》市町村別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）事業概要

本件連絡先
復興庁 原子力災害復興班
上村、増田、野田
電話：03-6328-0242

福島再生加速化交付金（第 4 6 回）≪原子力災害情報発信等拠点施設整備等（第 6 回）≫市町村別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	63	32
計	63	32

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

事業概要・目的

- 浜通り地域等の避難指示解除等が進む中、新たな産業基盤の構築や地域再生に対する地元の期待がより一層高まっており、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の重要性はこれまで以上に増大している。
- そのため、本事業では、福島県が整備した原子力災害に係る情報発信等拠点施設（東日本大震災・原子力災害伝承館）の立ち上げに要する初期費用を支援することで、伝承館の円滑な立ち上げによる構想の具現化に向けた交流人口拡大等により、復興・再生に寄与することを目的とする。

事業イメージ・交付対象事業

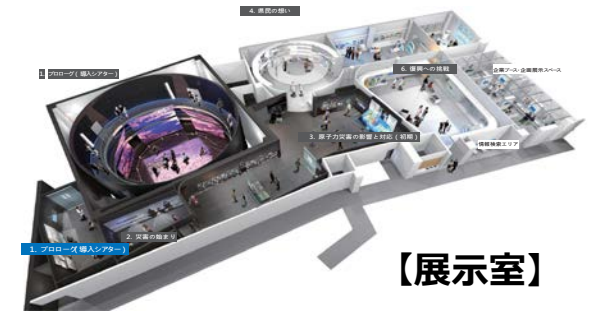
（1）対象地域・団体

福島県

（2）交付対象事業（基幹事業）

●原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業 （補助率1/2）

福島県が双葉町に整備し、令和2年9月に開館した原子力災害情報発信等拠点施設（東日本大震災・原子力災害伝承館）について、立ち上げに要する広報費等の初期費用を支援することで、伝承館の円滑な立ち上げ及び今後の自立的な運営を促す。



【伝承館外観】



資金の流れ

復興庁



福島県

期待される効果

- 原子力災害情報発信等拠点施設（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした情報発信を通じた、原子力災害からの復興・再生の加速化や交流人口拡大等